

ふれあい福祉コーナー

障がいのある方に対する支援

市では、障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。なお、支援を受けるためには申請が必要です。

■**重度心身障がい者医療費助成**
市内在住の障がい者(児)の方で、次のいずれかに該当する方▼身体障
害者手帳1〜3級および療育手帳A
〜Bの方▼精神障害者保健福祉手帳
1、2級で後期高齢者医療制度の障
がい認定を受けた方
医療機関や薬局で支払った医療保
険適用内の自己負担分を助成

■**在宅重度心身障がい者手当**
身体障害者手帳1、2級、療育手
帳A、Aおよび精神障害者保健福祉
手帳1級の方で、特別障がい者手
障がい児福祉手当などを受けてい
ない方
※施設に入所中の方は除きます。ま

■**特別障がい者手当**
20歳以上で精神または身体の重度
の障がいにより、日常生活で常時特
別の介護を要する状態の方
※施設に入所中の方および継続して
3カ月を超えて病院などに入院中
の方は除きます。

■**障がい児福祉手当**
20歳未満で、日常生活で特に制限
のある方(療育手帳A、身体障害者
手帳1級および2級の一部、常時介

■**障害者手当**
身体障害者手帳1、2級、療育手
帳A、Aおよび精神障害者保健福祉
手帳1級の方で、特別障がい者手
障がい児福祉手当などを受けてい
ない方
※施設に入所中の方は除きます。ま

■**障害者手当**
身体障害者手帳1、2級、療育手
帳A、Aおよび精神障害者保健福祉
手帳1級の方で、特別障がい者手
障がい児福祉手当などを受けてい
ない方
※施設に入所中の方は除きます。ま

■**障害者手当**
身体障害者手帳1、2級、療育手
帳A、Aおよび精神障害者保健福祉
手帳1級の方で、特別障がい者手
障がい児福祉手当などを受けてい
ない方
※施設に入所中の方は除きます。ま

■**障害者手当**
身体障害者手帳1、2級、療育手
帳A、Aおよび精神障害者保健福祉
手帳1級の方で、特別障がい者手
障がい児福祉手当などを受けてい
ない方
※施設に入所中の方は除きます。ま

学習教材の訪問販売

【事例】「無料で子どもの学力診断
テストを受けませんか」と電話があ
り、テストを受けさせた。
テストの結果を説明され「今のま
までは希望の学校に合格は難しい」
と言われ不安になっていたところ

「今から当社の学習教材を使用して
勉強すれば合格できる学力になる」
と言われ、90万円の教材の購入を勧
められ契約した。
後日、教材が届いたが、量が多く
子どもはやる気をなくしてしまい、
教材はほとんど使用していない。冷
静に考えると高額なので、契約を取
り消して、代金を返金してほしい。

消費者に無料や低額で学力診断テ
ストを受けるよう勧め、診断結果を
説明するという名目で訪問し、学習
教材の販売を行うことがあります。
断っているにもかかわらず、長時
間の勧誘を受け、一度に多くの教材
を契約してしまったといったトラブ
ルが起きています。

①教材が必要な場合は、はっきり
断りましょう。
②その場で契約せずに、教材が本当
に必要か、よく検討しましょう。子
どもの学習教材の場合は、子どもに
取り組む気があるか、やる気を継続

③契約前に契約内容や解約について
説明を受け、契約書類を確かめま
しょう。
④訪問販売については、契約書面を
受け取った日から8日間以内であ
れば、クーリング・オフができます。
困った時は、最寄りの消費生活相
談窓口にご相談ください。

①教材が必要な場合は、はっきり
断りましょう。
②その場で契約せずに、教材が本当
に必要か、よく検討しましょう。子
どもの学習教材の場合は、子どもに
取り組む気があるか、やる気を継続



①教材が必要な場合は、はっきり
断りましょう。
②その場で契約せずに、教材が本当
に必要か、よく検討しましょう。子
どもの学習教材の場合は、子どもに
取り組む気があるか、やる気を継続

③契約前に契約内容や解約について
説明を受け、契約書類を確かめま
しょう。
④訪問販売については、契約書面を
受け取った日から8日間以内であ
れば、クーリング・オフができます。
困った時は、最寄りの消費生活相
談窓口にご相談ください。

護を要する精神障がい者など)
※施設に入所中の方および障がい
支給事由とする年金を受給してい
る方は除きます。
■**障害者手当**
身体障害者手帳1、2級、療育手
帳A、Aおよび精神障害者保健福祉
手帳1級の方で、特別障がい者手
障がい児福祉手当などを受けてい
ない方
※施設に入所中の方は除きます。ま

■**特別障がい者手当**
20歳以上で精神または身体の重度
の障がいにより、日常生活で常時特
別の介護を要する状態の方
※施設に入所中の方および継続して
3カ月を超えて病院などに入院中
の方は除きます。

■**障がい児福祉手当**
20歳未満で、日常生活で特に制限
のある方(療育手帳A、身体障害者
手帳1級および2級の一部、常時介

■**障害者手当**
身体障害者手帳1、2級、療育手
帳A、Aおよび精神障害者保健福祉
手帳1級の方で、特別障がい者手
障がい児福祉手当などを受けてい
ない方
※施設に入所中の方は除きます。ま

法律相談

法律上の諸問題についての相談
※2日前の毎週水曜日午前9時
から電話予約(弁護士が対応)

日毎週金曜日
午後1時20分〜4時
場市民相談室
定8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

日7月9日(水)
午後1時30分〜3時30分
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

7月21日は、祝日のためお休みします。
次回は、8月18日(月)に実施します。

広聴広報課 ☎373

7月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合は、お休みです。

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

日7月7日(月)
午後1時〜4時
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応)

日7月8日(火)
午後1時〜4時
場駅前出張所内相談室

広聴広報課 ☎373

DV相談

DV被害(配偶者などからの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

日毎週月・金曜日
午前10時〜正午
午後1時〜4時
※面談の場合は、要予約
☎996-3955
(DV相談支援室専用電話)

人権・男女共同参画課 ☎811

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

日毎週水曜日
午前10時〜正午
午後1時〜4時
場駅前出張所内相談室
定5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

人権相談

プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)

日7月10日(木)
午後1時〜4時
場市民相談室

人権・男女共同参画課 ☎811

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

日7月2日(水)・16日(水)
午後1時〜4時(電話相談可)
場身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998-7616
(心配ごと相談専用電話)

社会福祉協議会 ☎995-3636

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

日7月7日(月)
午後1時〜2時30分
場保健センター
定2人(事前予約制)

保健センター ☎995-3381

消費生活相談

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

日毎週月〜金曜日
午前10時〜正午
午後1時〜4時
場消費生活センター
※受け付けは商工観光課

商工観光課 ☎336

内職相談

内職の求人、求職のあっせんについての相談(内職相談員が対応)

日毎週火曜日
午前10時〜正午
午後1時〜3時30分
場市民相談室

商工観光課 ☎336

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

日7月2日(水)・16日(水)
午前10時〜正午
午後1時〜4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応)

日毎週月〜金曜日
午前9時30分〜正午
午後1時〜4時
場教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

日毎週月〜金曜日
午前9時〜正午
午後1時〜4時
場家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応)

日7月24日(木)
午前10時〜午後1時
場だいばら児童館(わんぱる)

定3人(事前予約制)

だいばら児童館 ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応)

日毎週月〜金曜日
午前10時〜正午
午後1時〜3時
中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

日7月6日(日)
午前9時〜午後4時
毎週木曜日
午後5時15分〜7時
場納税課

納税課 ☎330